研 究

"構造転換"への西ドイツ労働組合の対応

---DGB "雇用重視の先見的構造政策"

構想の検討を中心に

布 川 日佐史

はじめに

前稿では、西ドイツにおける1960年代後半から70代後半までの"構造変動"(Strukturwandel)の進展のもとで、西ドイツ最大のナショナルセンターであるドイツ労働総同盟(DGB)が、運動上の基本原則として、「保護任務」(資本蓄積が生み出す諸結果から労働者を保護する任務)と、「形成任務」(労働者の社会的政治的権利を拡大し、民主的改革を実現し、労働者の従属と貧困の前提条件そのものを除去する任務)の「二重の任務の統一的実現」を打ち出し、この原則にもとづく理論的実践的成果をDGB81年綱領に結実させたことを検討した。すなわち、DGBが共同決定要求を自らの「二重の任務」具体化の"かなめ"と位置づけ、事業所・企業レベルのみならず、産業・地域・全国の各レベルにも新たな共同決定を要求し、各レベルの相互関係に留意しつつその実現に努めてきた点を明らかにした。また、70年代の賃金・労働時間等に関する労働協約闘争、「合理化」の諸結果から労働者を保護する闘争の展開をあとづけ、DGBが、こうした「労働組合の自立した力」の質的発展と、社会改革を展望する共同決定の実現との関連づけを意識的に追求し出した点を明らかにした。そして、これらを始めとする理論的実践的前進面がDGB81年綱領にどのように反映し、結実しているかを検討したのである。

さて、1979年の第二次オイルショックを契機に、西ドイツの産業・地域構造の転換は新たな様相を示すことになった。とりわけ82年に成立した保守政権のもとで、産業・地域の構造転換政策が「市場重視」の立場から押し進められ、構造転換は新局面を迎えた。こうした西ドイツの構造転換は、日本のそれとくらべて、摩擦回避に成功していると評価され、「日本たたき」に見舞われたわが国の対極にあるものとほめたてられてき

120

2) てもいる。

本稿では、まず、80年代に保守政権が新たに推し進めてきた「市場重視 (marktorientiert)」の構造転換政策を概観し、それが 労働者の権利解体に 照準を当てたものであることを明らかにする (「章)。

つぎに、そこから生じた諸問題に対して、DGBが81年綱領の積極的諸規定をもとに、「保護・形成」の両側面からどのように対応しているのかを、DGBが指向してきた「雇用重視の先見的構造政策 (Beschäftiegungsorientierte—Vorausschauende-Strukturpolitik)」構想の検討を通じて明らかにしたい (『章)。

その際、鉄鋼・造船などの「衰退部門」を抱えた西ドイツ最大の産別労組である金属 労組(IGメタル)の80年代前半の運動に焦点をあてて検討を深めたい(皿章)。

- 1) 拙稿「DGB81年基本綱領と 西ドイツ労働組合運動」(上) 『立命館経済学』 第34巻第5号,1985年12月,(下)『立命館経済学』第34巻第6号,1986年2月。
- 2) 「西ドイツの知恵一日本とはここが違う」『日経ビジネス』1987年7月20日号、など。

第 I 章 80年代西ドイツにおける保守政権による "市場重視の構造政策"の特徴

(1) 80年代の西ドイツ経済の動向…構造政策の新たな展開が求められる背景

1970年代末以降,西ドイツにおいては機械,自動車,電機,鉄鋼,化学,石油精製などそれまで貿易黒字に貢献してきた諸部門の黒字幅が大きく縮小し,逆に,サービス収支と移転収支の赤字幅が拡大してきた。かくして,1979年には経常収支が14年ぶりに赤字に転落し,西ドイツは翌80年にはOECD諸国のなかで最高の赤字額を記録した。また,石油危機以降の経済成長力の弱まりと企業の雇用削減が進むもとで,大量失業は一層深刻化した。失業率は80年の3%台から83年には9%台へと急上昇し,失業者は公式統計でも220万人に達した。

こうしたなかで、国内・国外市場における西ドイツ産業の国際競争力の低下、製造業の適応能力不足などが、西ドイツ経済の対外的・対内的困難の原因としてクローズアップされてきた。1980年及び83年の「構造報告」を手がかりに、西ドイツが直面した構造的問題を概括しておこう。そこでは、つぎの点が指摘されている。

第一に、80年に経常収支が赤字に転落するまで趨勢的に見られたマルク高である。こ

れによって輸出競争力が低下し、同時に企業の対外投資が増加したと言われている。

第二に、賃金・労務費が高くなりすぎたことである。また、労働者の資格構造・労働力構成が変化したため、労働市場において労働の需要と供給が調整されなくなったことが指摘されている。

第三に、72年以降設備投資が質量ともに後退したこと。しかも、省力化や労働力代替のための合理化投資、老朽化設備の補修のための補充投資が高い割り合いを占め、生産拡大につながらない投資が主流になったこと。

第四に、政府による"誤った奨励措置"。政府が石炭・鉄鋼業などへ補助金を支出し、 それを支えていることが、産業構造の転換を遅らす要因になっているというのである。

第五に、研究開発に巨費を投じながらも、先端技術開発が遅れ、効果が上がらないでいる原因として、国家主導でそれが行われてきたこと、基礎研究と応用研究が結び付いていないこと、伝統的な労働者の資格構造・マイスター制度や、労働組合の抵抗が生産工程へ新技術を導入するのを拒んでいること、産業界に支配的な影響力を有する金融界がベンチャーキャピタルへ進出に総じて消極的であることが指摘されている。

以上からわかるように、「構造報告」では、 労働市場における構造的適応能力不足、および労働組合と国家による経済過程への干渉という問題に 重点がおかれてきた。「市場の調整能力」を信奉する立場が鮮明なライン・ヴェストファーレン経済研究所(RWI)の 83 年報告書は、 国家の経済活動への介入を徹底的に批判し、 つぎのように述べている。

「国家は、国家主権という暴力の担い手として、構造形成に際して、国民経済そのものの価値 観念を貫き、それに矛盾する私的な希望や価値を押しつぶす。……好むと好まざると、……国家 の経済活動は、私的部門に適応のための圧力をかけ、利益目的のセクターを侵食する」。

こうした批判は、70年代末から社会民主党(SPD)政権下において、声高に論じられてきた。同政権は、80年代初頭にはその政策を手直しせぜるをえなかった。しかし、資本にとって満足のいく政策転換をするには、政権の交替が必要なのであった。こうした背景のもとで、「市場重視の経済政策」をスローガンに掲げたキリスト教民主同盟(CDU)主導の保守連合政権が82年末に成立し、コールCDU党首が首相の座についたのである。ここに西ドイツの構造転換は新たな局面を迎えることとなった。

(2) 西ドイツ保守政権による「市場重視」の構造政策の展開

-Mehr Markt, weniger Staat-

82年以来,コール保守政権は、国家の財政政策を見直すこと、社会政策を経済力の許容する範囲に限定する、国家支出を真の困窮者に対してのみ行うことなどを「80年代の社会的市場経済」のガイドラインとして打ちだし、経済政策全般の基調を「市場重視」の立場へ方向転換した。かくして、産業・地域構造政策も「市場重視の構造政策」へと転換したのであった。

ここでいう「市場重視の構造政策・市場経済的構造政策(Marktorientierte-marktwirtschaftliche Strukturpolitik)」とは、「社会的目標の達成に貢献する経済の誘導システムとして、市場の機能が有する可能性に高い信頼をよせたものであり、経済活動を誘導し、経済に刺激を与えるシステムとしては、市場が国家の構造政策に優先するとの理念にも4)とづいたもの」と特徴づけることができるものである。それによれば、国家の介入こそ、むしろ構造的問題を増大させる原因であり、それを排さねばならない。市場が国家に優先するのである。

80年代の「市場重視の構造政策」の重点課題を整理し、その狙いを明確に打ち出した 5) のが、84年「連邦経済省年次経済報告」である。

すなわち、この「市場重視・市場経済的原理にもとづく構造政策」とは、国家による 経済活動への規制をなくそうというものである。国際競争と技術変化が激しくなり、国 内経済にとってリスクとチャンスが同時に発生しているが、こうしたリスクとチャンス は、市場の諸条件をもとに生じているのである。そして、それを比較考量し、経済活動 の方向を判断することは、企業にまかされた問題であって、国家はそれに干渉すべきで なく、経済的リスクに対応できる能力と準備を支えることに、国家の任務を限るべきだ というのである。

そのさい,「市場重視の構造政策」は,とりわけ,労働と資本のより一層のフレキシビリティーと流動性を高めることをめざしており,それを妨げている「骨化した構造」の解体をめざしている。すなわち,「市場重視の構造政策」は,労働市場における官僚的障害・命令の廃止,衰退産業への補助金と税制上の優遇を廃止し,かわりにベンチャー資本の活性化,租税負担の削減,公的機関の民営化,さらに,生産性促進のためのインフラストラクチェアの拡大と,研究開発の基礎条件の改善を,その重点的戦略課題とするというのである。

「市場重視の構造政策」の狙いに関して、それが労働力流動化の促進にあり、その前提として労働者の諸権利の解体を計るものであることは、85年「経済諮問委員会勧告」でも鮮明に述べられている。

「市場重視の構造政策は、従来の選択的な産業政策とは逆に、構造変動を全般的に促進する諸 手段を集中している。市場重視構造政策は、流動性促進政策として構想されている。その出発点 は、流動性を阻止している経済法・社会法・経営組織法・労働法による規制を適応させること 6) あり、さらに、当該被雇用者の適応に要する費用を削減し、経済成長を促進することである」。

以上を整理するなら、「市場重視の構造政策」は、政府・資本が80年代の構造転換を資本にとって適合的に進めるために打ち出してきたものにほかならず、それは、まず出発点として、国家による経済活動への諸規制の弾力化、労働組合の弱体化をねらう法改正を第一の柱としたものである。それはまた第二に、衰退部門を切り捨て、補助金を削減すること、第三に、市場原理を生かしてベンチャー資本を活性化し、研究開発の基礎条件を改善することの、三つを戦略的課題としたものである。保守政権は、これらの三のつ柱をそれぞれ次のように具体化してきた。

第一に、資本活動への国家規制を緩和し、労働組合を弱体化するため、85年にコール政権は、雇用促進法改訂を初めとして、一挙に解雇制限法、被傭者派遣法、賃金継続支払法、さらに事業所組織法改革も含めた広範な法改訂を行なおうとしてきた。これは、労資関係の「個別化」と労働力の流動化の促進、パートタイム・派遣労働の活用をはかるものであった。さらに、保守政権は資本の意を受け、労働組合の広範なストライキ闘争を困難にするため、失業保険法を改革し、「コールドロックアウト」のさいの失業保険給付を廃止した。また、解雇に際する「社会計画」負担が過大であるとの資本サイドの意見が取り入られ、同計画の適応企業範囲が限定され、企業が被雇用者に配転・出向を強制できるよう制度改革が行われた。こうした動きを受けて、労使の労働協約締結にあたっては、協約が労働条件の下支えにならないように、「労働協約の開放条項」を導入しようとの動きも強まってきた。

第二に、スクラップ部門への補助金が削減され、衰退部門の切り捨て(「皆伐」と呼ば 9) れるほど徹底的な切り捨て)が計られてきた。 衰退産業たる 石炭・鉄鋼業の集中したルー ル地方を例に取れば、ルール商工会議所と C D U は、石炭・鉄鋼業への補助金解体を積 極的に容認し、代わりに原子力発電所の建設を要求する地域計画を提起し、その具体化 に努めてきた。

第三の柱として、保守政権が鳴り物入りで推し進めてきたのが、ベンチャービジネス 育成とシリコンバレーをモデルとした「テクノロジー・パーク」の創設である。ベンチ ャービジネス育成に関しては、中小企業株式の上場基準緩和、ベンチャー企業の持株売 却益に関する税法上の優遇措置等が導入された。また、見落すことができない動きとし て、中小ベンチャー企業を担い手とした「テクノロジー・パーク」の創設が急速に進め られた。「市場重視」の経済思想においては中小企業こそ、市場における競争を活性化 させ、「市場経済秩序と経済変動の原動力」を担うものと位置づけられている。中小ベン チャー企業が活躍する「テクノロジー・パーク」に、市場重視の経済思想の真髄が現わ れるというのである。83年に西ドイツ最初の「テクノロジー・パーク」として、BIG (Berliner Inovations-und Grundzentrum) がつくられ,以後84年から85年にかけて計画中 のものも含め50以上の「テクノロジー・パーク」が創設されてきた。こうした「テクノ ロジー・パーク」が、純粋に中小資本によるものであるか、また、独占を強めるのでな く市場競争を活性化させるものであるかどうかは、ヘッセン州の Zentrum für Kleinund Mittel betriebe, Unternehmenspark Kassel など具体的に見てみるなら疑がわし い。それは、巨大コンツェルン (Akzo-konzern) 傘下の化学繊維会社 (Enka AG) のイニ シアチブによるものであり、「テクノロジー・パーク」の性格が 端的に示されているの である。なお,これらの動向の推進力としては,独占のリストラクチュアリング,多角 化と集中戦略の展開、それに伴う雇用調整の進展を見逃すことはできない。

以上みてきたように, 西ドイツのコール政権も, レーガン, サッチャー政権と同様に, 市場重視を原則に, 国家による経済活動への規制を緩和し, 労働市場に関わる諸規制の弾力化と労働者の権利解体をねらった動きを進めてきた。コール政権下の「市場重視の構造政策」の反労働者的性格は, ここまでの検討から明らかであろう。「市場重視」の立場からの議論としては, 失業が労働者に与える問題を深刻にとらえて雇用危機克服をめざすのではなく, むしろ逆に, 失業率の高いことが構造転換の進捗度をあらわすバロメーターだとして, 雇用危機と失業を積極的に肯定し, それを賞讃する議論も西ドイツにおいて生じているのである。

80年代の西ドイツにおける80年代の「市場重視の構造政策」の基本的性格は、70年代のSPD政権の構造政策と大きく異なるのはもとより、60年代の西ドイツの構造政策とも基本的に相違したものである。DGBの構造政策に関する政策担当者である Johann

Welsch もいうように、OECDの構造政策に関する類型分けをもとにすれば、80年代の保守政権による「市場重視の構造政策」は、70年代以降SPDがめざしてきた「国家による間接的誘導」を認めた「先見的(先回りした)構造政策」とは、国家の役割に関する規定が大きく異なり、構造政策としてのタイプが全く異なるものである。のみならず80年代の構造政策は西ドイツで過去30年間実際に行われてきた「防衛的構造政策」(ある産業の急激な縮小に対しては援助を政治的に認めるもの)とも基調を異にした政策でもある。コール政権下の構造政策は、国家と労働組合運動による「市場の基本的自律機能」への介入を徹底的に排し、「民間の創意と市場機構」に全てをまかせることを基本とした構造政策なのであり、政治的配慮から衰退部門を援助することをも一切排除するとの原則に立つものである。労働組合が直面している80年代の構造転換とそれを推進する構造政策が、以上の原則によとづくのものであることに留意しておく必要がある。

1) 西ドイツにおいては、構造変動にいかに対処すべきかについてすでに1960年代末からコンセンサスづくりが計られてきた。67年末の「協調行動」における政労使合意をもとに、68年には、政府の構造政策の原型ともいえる「構造政策の原則」が作られ、さらに、71年には研究者、労働組合、経営者、政府の各代表によって「経済と社会の変化に関するコミッション」が設立され、73年から76年にかけて約750億円を費やし膨大な量の研究報告書が提出された。77年の最終答申では、構造変動を秩序ある社会的に支持し得るようなものとして進めるためにあらゆる対策を講じればならないとし、構造変動への「秩序ある適応」の戦略が提出され、構造問題に関する諮問委員会の設置が勧告された。

これを受け77年には、5大研究所による新たな「構造報告」プロジェクトが、労働組合の強い要求によって実現された。それは、79年8月に「中間報告」を行い、80年末から81年初頭にかけて第一回「構造報告」を提出した。以後、三年ごとに報告を提出してきた。

この「構造報告」に対する労働組合の基本的見解は WSI-Mitteilungen (以下, WSI と略記) 8/1981, 8/1984. を参照のこと。

なお、この「構造報告」を検討した先行研究としては以下のものがある。佐々木昇「西ドイツの貿易構造と産業構造調整一産業構造調整の性格と問題点をさぐる一」『世界経済評論』81年4月。出水宏一「西ドイツの国際競争力と構造政策」『経済系』(関東学院大学)第143集,1985年4月。同氏『現代ヨーロッパ産業論一危機と対応』東洋経済新報社,86年6月。同氏「ヨーロッパ産業の活性化」『経済系』(関東学院大学)第150集,87年1月。佐藤誠「社会市場経済の行方」『経済評論』83年3月。吉田敬一「西ドイツ経済の構造変化と独占資本の危機克服戦略」『経済論集(東洋大学)』第10巻第2号,85年1月。相沢幸悦「西ドイツ経済の国際競争力低下と今後の方向性(上)(下)」『世界経済評論』(上)86年5月,(下)86年6月。

2) RWI (Reinische-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung), Analyse der strukturellen Entwicklung der deutschen Wirtschaft, Strukturbericht 1983, zitiert als RWI

1983, S. 77, 96,

- 3) こうした70年代後半からの社会民主党政権の政策転換については、IMSF研究員グループ(布川訳)「西ドイツ国家独占資本主義の矛盾と危機」前川恭一監訳・H. ユング他著『西ドイツの国家独占資本主義』大月書店、1986年、参照。
- Johann Welsch, Ansätze der Strukturpolitik als Beschäftigungspolitik—"Mehr Markt" oder beschäftigungsorientierte Strukturpolitik?—, WSI-5/1985, S. 268ff.
- 5) Bundestagsdrucksache 10/952, Ziff. 15 und 16.
- 6) Gutachten des Wissenschaftlichen Beirats Beim Bundesministerium für Wirtschaft, Strukturwandel für Wachstum und mehr Beschäftigung, Bonn Januar 1985, S. 72f.
- 7) 手塚和彰,「西ドイツ労使関係の変貌と労働法の転換」(1)(2)(3)(4)(5), 『季刊労働法』no. 138/139/140/141/142。同氏「1985年就業促進法(上・下)」『日本労働協会雑誌』86年10月, 11月。 ヘルムート・デーメス「第一次石油危機以降の西独労働組合の政策」『日本労働協会雑誌』87年5月。
- 8) 上記手塚論文, 参照。
- Heinz Czymek, Das Ruhrgebietsprogramm der DKP, Marxistische Studien Jahrbuch des IMSF 11, 1986.
- 10) 木村誠「西ドイツ経済、構造調整への諸条件」『海外市場』84年4月、など参照。
- Johann Welsch, Durch "Technologieparks" zu mehr Arbeitsplätzen?—Eine neuer Ansatz der Strukturpolitik aus gewerkschaftlicher Sicht—, WSI-1/1985.
- 12) OECD編『積極的調整政策―先進国における産業構造調整への提言』金融財政事情研究 会、1984年、pp.167-8。

第2章 DGB「雇用重視の先見的構造政策」構想の検討

では、保守政権の「市場重視の構造政策」に対して、DGBは、81年綱領に掲げた「保護・形成の二重の任務」にもとづいて、どのように対応してきたのであろうか。

(1) 「市場重視の構造政策」に対するDGBの批判

1983年以降,保守政権による「市場重視」の経済政策・構造政策の反労働者的「成果」が現われてくるなかで,DGBは保守政権への批判を強めてきた。

1986年5月のDGB第13回大会において、Ernst Breit DGB会長は、保守政権によって戦争への危険が高められ、環境破壊、貧困がもたらされていると指摘し、保守政権の依拠する福祉国家を敵視する思想潮流との政治的対立が必然であると述べ、「新保守主義による社会改造に対し、あらゆる力で抵抗する」と宣言した。

「(保守政権は) 国家が古典的機能に逆戻りすべきだとしている。それによれば, 国家は国内国外の体制を保障するものであり, 労働者の権利を押さえ, 所有権を守るものである。基本法に定められた福祉国家規定は、厄介な条項にすぎないと貶められたのである。

(保守政権は)対外安全保障のため NATO同盟への傾斜を強め、盲目的な反共主義をあおっている。盲目的な反共主義は、国内体制維持の基本にもなっている。それによって左翼への規制が強まり、右翼は容認され、外国人労働者への敵意があおられている。……(中略)……

労働組合は、新保守主義による社会改造に対し、あらゆる力で抵抗する。

労働組合は、需要供給法則が労働市場を完全に支配するのを阻止する。

労働組合は、事業所と行政において、労働力を経済の要求にあわせてフレキシブルにすることを阻止する l。

このようにDGBは、あらゆる政策分野において保守政権との対決姿勢を強めてきたのである。では、DGBは保守政権の「市場重視の構造政策」をどのように批判し、 $^{2)}$ それに抵抗してきたのであろうか。

まず、保守政権が「市場重視の構造政策」の第一の柱として、労働者の諸権利を解体し、労働市場における流動性を高めようとしてきたのに対し、DGBは、被雇用者の流動性はすでにかなり高いとの認識にたち、「市場の自由」拡大の立場からでは雇用確保と雇用創出を結果せず、むしろ失業克服にとって逆効果をもたらすと批判してきた。

DGBは、労働力保護に関わる国家規制を緩和し、それによって労働市場を市場原理にまかせようとする政策に強く反対し、「人間的な労働」の創出を構造政策の基本とすべきであると主張してきたのである。

「労働力保護規制に関して、民営化、規制緩和、"適応"措置をつうじて、市場の自由を拡大しようという試みがなされているが、……こうした戦略は、新たな人間的な質の仕事を生み出すこ30とにつながらないのである」。

第二に、「市場重視の構造政策」の柱として保守政権が重点的に進めてきた「テクノロジー・パーク」の創設については、DGBは、実はそれが独占資本の主導のものであり、しかも、雇用創出につながらないと批判してきた。DGBは中小企業の保護を綱領的立場としているが、「テクノロジー・パーク」を担うベンチャー資本とは先に見たように、実際のところ独占資本の系列のものにほかならないのである。しかも、「テクノロジー・パーク」の創設は地域の雇用を増加させず、かえって誘致をめぐって地域間の不均衡と競争の激化をもたらすものであると、DGBは批判してきた。

ここで、保守政権・資本がいうところの技術・研究開発の遅れと国際競争力の低下という問題について、DGBは、それはたんに特許統計をもとにしただけの議論であり、

それだけでは研究開発活動の実際の成果を計ることはできないと 反論してきた。 しかも、労働組合からするなら「たとえある分野で、国内の研究の遅れが見逃せないとしても、 それは輸出セクターの競争力の弱化を直接もたらすものではない」。 焦点となっているマイクロ・エレトロニクスを例にとるなら、DGBによれば、経済の国際化を前提とするなら「競争力の高い製品を発展させるには、マイクロ・エレクトロニクスを既存の技術に最大限統合する能力こそが重要なのである。……マイクロ・エレクトロニクス・チップの国内製造がどうしても必要ということにはならない」 というわけなのである。

第三に、DGBは、「市場重視の構造政策」のもとで補助金の解体がすすみ、国家投資が削減されたことによって、失業を始めとする構造転換による「社会的コスト」が増大し、その負担は労働者に一方的に被せられていると非難してきた。 すなわち、「市場重視の構造政策」によって、衰退セクターにおいて既存の雇用・仕事が解体され、解雇された被雇用者の資格は引き下げられてしまい、さらに、企業倒産、事業所閉鎖が促進されることによって、長期的にはまだ必要な生産能力が解体されてしまうという国民経済的コストが増大してきたのである。

DGBは、「市場重視の構造政策」が失業、雇用危機という「社会的コスト」を意図的に増大させていると強く非難している。DGBによれば、80年代の構造転換の特徴は

	1967年 1975年 1983年			67年から75年まで		75年から83年まで	
	()(() - ()			変化		変 化	
		(単位千人)		千 人	%	千 人	%
総 計	25, 804	25, 746	25, 126	-58	-0.2	-620	-2.4
農 林 業	2, 638	1,773	1,371	-865	-32.8	-402	-22.7
製 造 業	12, 249	11,610	10,514	-639	-5.2	1,096	-9.4
鉱山エネルギー	582	514	502	-68	-11.7	-12	-2.3
加工業	9, 418	9, 106	8, 124	-312	-3.3	-982	-10.8
建 築 業	2, 249	1,990	1,888	-259	-11.5	-102	-5.1
個人サービス	8, 140	8, 787	9, 218	+647	+7.9	+431	+4.9
商業流通	4,709	4,857	4, 731	+148	+3.1	-126	-2.6
サービス	2,774	3, 210	3, 658	+436	+15.7	+448	+14.0
家 業 従 事	657	720	847	+63	+9.6	+127	+17.6
公 務	2, 777	3, 576	4,005	+799	+28.8	+429	+12.0

第1表 雇用の推移

(出所) WSI-Mitteilungen 5/1985 S.266.

"雇用に中立でなくなった"ことにある。そのもとで、保守政府・資本の「市場重視の 構造政策」が、失業・構造的雇用危機を意図的に作り出してきたのである。すなわち、 すでに70年代以来,各産業部門とも代替的雇用を保障する勢いはなくなり、国民経済的 にも雇用総量は停滞するなど、構造転換が "雇用に中立でなくなった" 状態となってい た。その実態を産業部門ごとに見たのが下の表である〔第1表、参照〕。この表からわ かるように、仕事 (Arbeitsplats) の失われる規模が長期間にわたって急増しており、な かでも製造業における雇用の減少が加速化している。70年代半ばに広範に流布していた 「衰退産業部門の"縮小ポテンシャル"は汲み尽され、雇用削減の勢いは60年代程では なくなるだろう」との楽観的期待は、完全にはずれてしまった。また、流通・運輸・交 通業での雇用増が頭打ちになっているのも見てとれよう。これと国家による雇用増加が 停滞したこととが相まって、第三次産業による雇用吸収力は低下してきた。ここから、 DGBは、第三次産業が第一次・二次産業の代替的雇用保障を補償するのは、もはや困 難となったと結論するのである。しかも,生産性は各部門で上昇してきた。新規設備投 資が停滞し、合理化投資、補充投資が高い割りあいを占めてきたもとで、資本主義的合 理化による生産性上昇、雇用削減、雇用危機の深刻化という事態が同時進行してきた。 まさに、DGBのいう「生産の伸びと労働生産性上昇とのシェーレ」・「生産性上昇と雇 用量とのシエーレーが拡大するという事態が進展してきたのである。

こうしたもとで、保守政府・資本の「市場重視の構造政策」は、衰退産業への補助金を削減し、雇用を解体してきたのである。加えて国民経済全体にとって見落とせないことに、保守政権は国民の社会的ニーズを顕存化するための国家投資を削減し、それによって需要不足を生じさせてきたのである。保守政府・資本はこれによって失業・構造的

	失業登録 (単位千人)	公式失業率 (%)	予 備 軍 (単位千人)	失業者総計 (%)
1980	889	3.8	622	1,511
1981	1, 272	5. 5	748	2,020
1982	1,833	7.5	950	2, 783
1983	2, 258	9.1	1, 181	3, 439
1984	2, 266	9.1	1, 274	3, 540
1985	2,304	9.3	1,230	3,534
1986	2, 225		1, 193	3, 418

第2表 失業の増大

(出所) Memorandum '86. S.38.

雇用危機を意図的に作り出してきたのである。J. Welsch は この点を次のようにのべている。

「増大し続ける雇用問題の中心的原因は、生産増加が著しくかつ長期的に停滞していることにある。80年代以降、私的セクターにおいて、販売機会の後退が投資過程の障害となってきたのである。……この販売機会の後退は、存在している社会的ニーズを、市場の誘導では生かすことができず、逆にそれを妨げているためのものである」。

このように82年以来コール政権下で、失業が政策的に増大させられてきた結果、83年から86年にかけて失業率は9%台に達し、「失業者総数」は、340万人台を越えるものとなった〔第2表、参照〕。

かくして、「市場重視の構造政策」がもたらす労働・生活に関わる負担は増大するばかりであり、DGBはそれに対抗する運動を強めずにはおかない。DGBは「83年構造報告」を批判的に検討し、それをもとにつぎのように述べている。

「近い将来経済的構造変動の問題が一層激化することが予想されるが、こうした事態に直面し、保守的な構造政策は、あらゆる部門と地域の人々の生活を脅かしかねないリスクを含んだものとなっている。当該の人々の生活・労働条件が、市場による誘導の原理への生贄に捧げられてしまう危険がある。

市場による誘導が罷り通っているが、 市場は 社会性のある誘導を 全く 成し遂げてはこなかった。 構造的危機に直面した部門や地域において、 仕事が失われることによって近い将来労働組合の抵抗が重大な高揚を迎えるであろう。

労働組合の抵抗は、直接には大量解雇や事業所閉鎖をさせない職場からの抵抗である。そこでは、労働組合は、長期展望にたって地域・産業部門の長期開発計画と、その誘導のための独自の担案も提起しつつ抵抗している」。

(2) DGB 「雇用重視の先見的構造政策」構想の基本的内容

DGBは構造転換に対して、上に引用した「83年構造報告」への見解で述べているように、直接には大量解雇や事業所閉鎖をさせず、構造転換と合理化の諸結果から労働者を守る職場からの抵抗を強めてきた。 同時に DGB は、 先見的かつ長期的展望にたって、地域・産業部門の長期開発計画を策定し経済活動を誘導するため、独自の構造改革プランも提起し、抵抗してきた。 つまり、DGB は、「市場重視の構造政策」が進められるのに対し、緊急不可欠な保護対策を求めると同時に、社会改革を展望した "雇用重視の先見的構造政策"構想の実現をめざしてきたのである。

まず、「市場重視の構造政策」がもたらす諸結果からの保護を求めた防衛闘争の側面

を見てみよう。DGBは、大量解雇や事業所閉鎖に反対し、既存の雇用を確保し、新規雇用の創出を求めてきた。また、やむを得ず職場・職種の転換をしなければならない場合には、労働者の資格・労働能力を高めるための手だてを尽くさねばならないとし、これに逆行する「市場重視の構造政策」に抵抗してきた。J. Welsch はつぎのように述べている。

「どんな場合でも、大量解雇を回避しなければならない。そのため、操業短縮、早期退職制、11) 週労働時間の短縮など、既存の雇用を確保し新規雇用を創出するあらゆる措置の活用を求める」。 「労働力の流動性は、資格・質を向上させる再訓練措置によって高められねばならないのに、 120 市場重視の構造政策ではこれが出発点になっていない」。

こうした対応に見られるように、構造転換に対するDGBの基本姿勢は、構造転換によるメリットを最大限拡大し、かつ、労働者にとってのコスト及び社会全体にとってのコストを最小にするという態度である。DGBは、市場原理にまかせて労働者だけに一方的かつ急激に重い負担をかけるのではなく、企業の責任を明確にさせ、「社会的に適合的といえる構造変動」を推進するという姿勢を基本としてきた。構造転換による社会的コストの削減を基本方針とするDGBは、始めから解雇を前提としてそれへの補償と職場・職種転換への援助を求めるのではなく、「市場まかせ」の事業所閉鎖・大量解雇に反対する防衛闘争に取組み、労働時間短縮を雇用創出策として位置づけ、合理化反対・労働時間短縮闘争を広範に展開しようとしてきたのである。

ただし、DGBは、衰退産業部門での雇用確保の可能性については、現状のもとで「従来の仕事が全て確保されるかどうかは、その部門及び企業の具体的条件次第なので 14) ある」という立場にたってきた。そういう意味では、DGBは、衰退産業部門を断固「保存」するという方針ではないことが見て取れる。

それゆえ, 市場まかせの「安楽死」をやめさせ, 「社会的に適合的」といえる構造変動を形成するには, 地域・産業部門における資本活動を先見的に誘導するとの課題が重要となる。 DGB は, 社会改革を実施し, それによって先見的誘導を行うことをめざし, 独自の構想も提起しつつ「市場重視の構造政策」に抵抗してきたのである。つぎに, この労働組合の形成任務に関わる側面を見ていこう。

「市場重視の構造政策」に対抗し、需要サイドの要因こそ雇用危機克服の"カギ"だとするDGBは、経済政策全体を転換させ、経済の民主化をはかり、そのもとで環境保護・住宅・都市・交通・教育分野への公的投資を拡大し、それを通じた「質的成長」を

促進することをめざしてきた。 構造政策の分野でも,「市場重視の構造政策」の進展に 歯止めをかけるのはもとより,構造政策そのものを雇用問題に解決に貢献する「雇用重 視の構造政策」へ変えなければならないとしてきた。 DGBのいう「雇用重視の構造政 策」とは,「雇用を確保し, 私的・社会的潜存需要を開発する」のを目標にしたもので あり, それは,「質的成長の目標にそって,国民経済的生産基盤を,また,私的部門を 再構成する機能をはたす」ものである。

この「雇用重視の構造政策」の政策上の核心は、どのようにして先見的な対応を行っていくかという点にある。DGBは、保守政権の「市場重視の構造政策」が「市場の調整機能まかせ」ということで、企業活動のミス・市場予測や製品計画における経営側の誤りを増幅し、構造変動下の雇用危機を深刻にしたと批判してきた。誤った企業活動が引き起こす雇用危機へ、後追い的に対応するのでなく、それへ先見的に対応するには、国家が、いかに情報の流れへの関与を強め、いかなる手段を用いて私的資本活動の誘導・規制を強めるかが、ポイントなのである。DGBの「先見的構造政策」構想は、経済活動への国家規制の強化を求めるこの点において、「市場重視の構造政策」と真っ向から対立したものとなっている。J. Welsch は「国家の形成任務」という概念を用いて、国家のはたすべき役割を強調している。

「従来の構造政策の実践から明らかなように、調整されていない多様な臨時的(Ad-hoc)な介入は、その効果や概要をつかむことがほとんどできないものである。反作用的(reaktive)な構造政策でなく、先見的構造政策によってこそ国家が形成任務を大幅に獲得できる。

彼によれば、「先見的構造政策」において国家がはたすべき役割及びその政策手段は、 つぎのようなものである。

「それ(先見的構造政策)は 国家を重大な形成任務を持つものと位置づけるものである。 国家 は諸取り引きに関する市場参加者の予見能力を強化させねばならない。 それによって将来的成長 が見込まれる生産領域への参入が早まり,衰退セクターからの時機をえた撤退が可能となるのである。

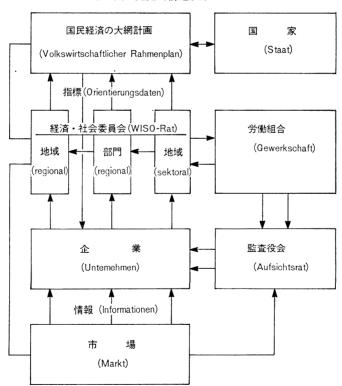
この構想においても、市場による誘導が重要な役割を担う。しかし、国家が国民経済的構造変動のテンポや方向に大きな影響を与えるべきことがより重視されている。

その手段としては、長期的構造プロジェクトの策定、各経済領域に対する将来予測情報の供与がある。さらに、国家は、目的の設定された補助金を贈与し、生産量政策を用いることにより経済にインパクトを与え、間接的な指揮を行う」。

こうしたDGBの「先見的構造政策」の大筋は、すでに81年綱領に展開されているところである。DGBのいう「雇用重視の先見的構造政策」の政策諸手段を綱領の筋に沿

って整理するなら、つぎの通りである。

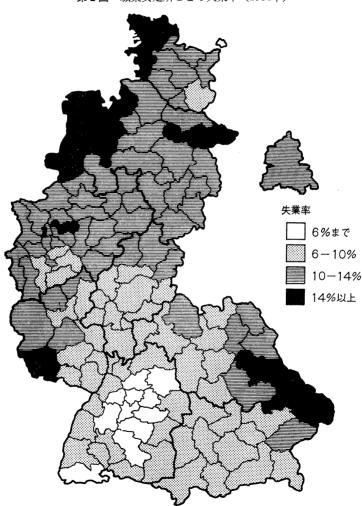
第一に、DGBは、上の引用にもあるように、「長期構造プロジェクトの策定」、業種ごと・地域ごとの「将来予測の精緻化」を提起してきた。それは、国家の「構造報告」において地域ごとの「部門報告」を行なわせ、国民経済の大綱計画を産業部門と地域ごとに策定することを求めるものであり、国家予算を使ってある一定期間の国民経済の発展のための目標を設定せよという要求である。これによって私的経済領域や個別経済単位の自由な決定に必要なガイドラインを与えることができる。ただし、これは国家による直接的規制をあらゆる私的経済領域に広げよというのではなく、規制の厳しい義務的民主的経済計画化は国家機関にのみ該当するとDGBは対象を限定している。



第1図 先見的構造政策システム

(出所) 拙稿「DGB 81年基本綱領と西ドイツ労働組合運動」(下)『立命館経済学』第34巻第6号 p.158。

第二に、DGBは補助金を先見的誘導の政策手段として位置づけてきた。DGBは、減価償却や賃金コストなどに対する補助金を、資本蓄積を利するだけの「純粋な利益補助金」とみなしてはいない。DGBは、それを拒絶するのでなく、投資誘導の手段、雇



第2図 職業安定所ごとの失業率(1984年)

(出所) Die Gewerkschafter, 9/1985 S.47.

用政策の補足的措置と位置づけてきたのである。

第三に、DGBは綱領において、社会的企業会計と会計公開の法制化を、雇用重視の 先見的構造政策のための制度要求としてきた。DGBは国家による価格コントロールを 要求するものではないが、企業のかってな価格行動を防止する手段として、市場支配的 企業の原価計算と価格形成の公開を要求している。

第四に、DGBは国家機関として「投資報告所」を設置せよと要求している。企業に対し、投資の規模と内容の報告を義務づけ、それをもとに国家機関が、企業の投資活動を監視し、調整するのである。

第五に、国民経済および地域経済政策の共同決定機関として、「経済・社会委員会 (Wirtschafts-sozialräte)」の設立をDGBは綱領に掲げている。これが、構造政策の改革にとって"かなめ"としての意味を持つのである。

第六に、経済権力をコントロールするには、キイ産業と市場支配的企業を共同所有に 移す必要があるとして、DGBはその社会化を要求している。

DGB「先見的構造政策」の政策諸手段はこうしたものであり、相互関係を体系化するなら、図に示したように、「経済・社会委員会」を"かなめ"とする構想である〔第1図、参照〕。前稿で見たごとく、この制度要求は、70年代以降のDGBの運動の到達点を反映したものであり、これが綱領上の要求項目に取り入れられたことによって、80年代のDGBの運動は新たな手がかりをえていたのである。なかでも80年代の地域問題の深刻化を背景に、地域レベルの「地域経済・社会委員会」の設立の必要性が、「市場重視の構造政策」との対抗関係のなかでますます高まっている。というのは「市場重視の構造政策」によって、構造不況業種が一定の「立地点」に集中するという70年代からの地域問題が、今や危機的段階を迎えているからである。石炭・鉄鋼業や、造船業など

第3表 矢兼率ことの職業女定所数							
			失	業	率		
	1%未満	1-6%	6-8%	8-10%	10-12%	12-14%	14%以上
1970	97	45					_
1975		116	21	4	1		_
1980	_	127	14	1			_
1983		6	31	27	42	21	15
1984	_	9	29	26	35	23	20

第3表 失業率ごとの職業安定所数

(出所) Die Gewerkschafter, 9/1985 S.46.

衰退産業が集中したこうした地域では、80年代の保守政権の政策によって、雇用危機が一層深刻化し、地域の存続さえ問題となってきたのである。こうして80年代に入ると、全国平均をはるかに越える失業率を抱える地域と失業率の低い地域との地域間不均衡が拡大してきた〔第2図,及び第3表,参照〕。地域間格差が拡大し、資本の誘致などをめぐって地域の生き残りをかけた地域間競争が激化し、深刻な問題となっている。これらの地域的雇用問題を除去するには、その地域に応じた措置と戦略が必要なのである。「労働者の利害を先見的・計画的経済政策の構成要素とさせる」ことを目標とした「経済・社会委員会」を設立することが、そして、それによって資本家団体の持つ地域政策・産業政策への排他的支配権を打破し、補助金や企業立地への援助手段を活用し、私的企業の投資行動を労働者の保護と自己形成を保障する方向へと誘導することが、また、「生活の質」を高める社会基盤建設を推し進めることが、DGBにとって急を要する課題となっているのである。

以上で見てきたように、DGBは、「雇用重視の先見的構造政策」を掲げ、市場原理 まかせでなく、国家による誘導・規制を強化しようとしてきた。その際、「国家による 間接的誘導」を、労働組合の参加、共同決定で補おうとしてきたところに、DGBの特 徴を見ることができる。重要な意義の与えられた「経済・社会委員会」の設置要求は、 労働組合の参加によって、資本家団体の権限を規制すべきものであり、さらに、行政の 民主化、ビューロクラシーの解体を展望したものであった。国家の経済過程への介入の あり方、およびそこへの西ドイツ労働組合の関わり方を論じる上で、この点に着目して おく必要がある。その際、労働組合運動として重要なのは、参加・共同決定の内実が、 労働組合の主体的力量によって規定されるということである。DGBは国民経済全体に 関わる経済計画の代案を上から提起するのではなく、下からの自主的運動によって、積 み上げていくべきことを80年代の運動の基本としてきたのである。保守政権へと政権が 移行し、資本によって労働組合を敵視した組合弱体化政策が露骨に進められてきたもと では、「雇用重視の構造政策」の諸手段を労使パートナー的合意にもとづいて実現する 可能性はなくなっている。DGBのいう労働組合の"自主的な力"の発揮がまさに求め られるところである。大量解雇と失業をもたらす「市場重視の構造政策」に対決し、D GBは、当面の雇用保障のために、労働時間短縮闘争を実践上の最重点方針に掲げてき た(「保護任務」の実現)。 この"自主的な力"が資本活動の規制・誘導、参加をつうじて 経済の民主化・社会改革(「形成任務」の実現)を推し進めるのである。

こうした運動は80年代にどのように展開してきたのであろうか,西ドイツ最大の産別組合であり,衰退部門を集中的に抱えた,左派組合の代表であるIGメタルの動向を見ておこう。

- Ernst Breit, Gegen die neokonservativen Gesellschaftsveränderer mit aller Kraft zur Wehr setzen!, Die Quelle 6/1986, S. 325-328.
- 2) ここでは、DGBの経済社会研究所(WSI)の研究者であり、DGBの構造政策に関わる理論的政策的展開を中心になって担ってきたって J. Welsch の以下の論文をもとに、 DGBの「雇用重視の先見的構造政策」を検討する。
 - ① Johann Welsch, Strukturwandel und Arbeitslosigkeit Ausgewählte Ergebnisse der Strukturberichterstattung, WSI-8/1981.
 - ② Johann Welsch, Gesamtwirtschaftliche Entwicklung, technischer Fortschritt und Beschäftigung als Problem der achtziger Jahre, WSI-4/1982.
 - 3 Johann Welsch, Außenhandel, Branchenstrukturwandel und Beschäftigungsentwickelung, WSI-11/1982.
 - ① Johann Welsch, Die "Produktions-Produktivitats-Schere"—Argumente und Fakten Bundesrepublik Deutschland—, WSI-6/1983.
 - ⑤ Johann Welsch, Hartmut Seifert, Regionale Beschäftigungspolitik und überbetlibliche Mitbestimmung, WSI-12/1983.
 - ⑤ Johann Welsch, Regionale Beschäftigunguskriesen und ihre Bekämpung aus gewerkschaftlicher Sicht, in, Wirtschaftskrise und regionajer Gegenwehr, spw-Sonderheft 4, Berlin (West), 1983.
 - Johann Welsch, Strukturwandel in der Wachtumskrise als strukturpolitishes Ploblem der achatziger Jahre WSI-8/1984.
 - Johann Welsch, Durch "Technologieparks" zu mehr Arbeitsplatzen?—Eine neuer
 Ansatz der Strukturpolitik aus gewerkschaftlicher Sicht—, WSI-1/1985.
 - Johann Welsch, Ansatze der Strukturpolitik als Beschäftigungspolitik "Mehr Markt" oder beschäftigungsorientierte Strukturpolik?—, WSI-5/1985.
 - Johann Welsch, Komunale Wirtschftsforderung zwischen Ansiedlungskonkurrenz
 und Beschäftigungspolitik, WSI-11/1986.
 - ① Johann Welsch, Gewerkschaften und Strukturwandel, Bund-Verlag, 1986.以下、J. Welsch の論文はこの番号をもって示す。
- 3) J. Welsch, (9) S. 270.
- 4) J. Welsch, ®.
- 5) J. Welsch, 7 S. 451f.
- 6) Ebenda.
- 7) Ebenda, S. 440f.
- 8) J. Welsch, (4).

- 9) J. Welsch, (9) S. 270.
- WSI, Wirtschaftliche Strukturprobleme als gewelkschaftspolitische Herausforderung WSI-8/1984, S. 2.
- 11) J. Welsch, (9) S. 273.
- 12) Ebenda, S. 270.
- 13) 構造転換がもたらす「実現可能なメリット」として、労働組合は、新たなエコロジー的条件に対応すること(環境汚染の削減・生産過程における原材料エネルギーの集約化)、潜在的ニーズの顕在化、価値の高い新たな資格の仕事を創造することをあげている。他方、構造転換がもたらすコストとしては、衰退セクターにおいて、既存の雇用が解体されること、解雇された被雇用者の資格が引き下げられることなどの労働者にとってのコストと、さらに、企業倒産、事業所閉鎖によって生じる国民的コストをあげている。
 - J. Welsch, (9) S. 267.
- 14) Ebenda, S. 273.
- 15) ここでいう構造政策は経済政策全般のなかで当然政策対象領域に限定があるものである。 「構造政策は雇用問題の解決に貢献しなければならない。しかし、それだけでは大量失業 問題を解決することはできない。構造政策は、雇用重視の総体的誘導の代わりではない。雇 用を保障する景気政策、成長政策、構造政策、労働市場政策、労働時間の短縮が協働してこ そ、大量失業をなくすことができる」。
 - J. Welsch は、構造政策の位置をこのように限定している。 その上で彼は、「雇用重視の構造政策」は環境保護、住宅・都市建設、交通、職業教育における潜在的な社会的ニーズを顕在化させることによって、雇用創出に重要な意味を持つのでと強調しているのである。彼は雇用重視の構造政策の重点目標として、つぎの四点をあげている。
 - (1)業種間の構造的雇用不均衡を先見的に減少させること,(2)構造不安に陥っている地域の雇用危機を減少させること,(3)労働市場においてすでに生じている業種・地域の構造問題を除去すること,(4)可能な限り高い価値のある仕事を創設すること。

以上, J. Welsch, (9) S. 265.

- 16) Ebenda, S. 270.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda, S. 268.
- 19) DGBは、「83年構造報告」の検討をもとに以下の三点の改善を要求している。
 - ・西ドイツにおける1950年以降の生産性上昇を決定してきた基盤を明確にすべきこと
 - ・地域ごとに「部門構造報告」を行うべきこと
 - ・企業に、費用構成・競争上の地位に関する情報を提供さすべきこと。
 Dokumentation: Vorstellung des DGB zur Fortsetzung der Strukturberichterstattung,
 WSI-8/1984.
- 20) 前掲拙稿 (上), pp. 143-151.
- 21) DGB, Mitbestimmung im gesamtwirtschaftlichen Bereich, 1971. 前掲拙稿 (上), p.154, 参照。

22) 「労働組合は確かに社会全体がどのように発展していくかの展望を提起してはいるが、詳細にわたった全体的計画は持っていない。 ……労働組合は(ワイマール期の)"経済民主主義"のような現体制に対する総体的代案をもはや持つことはない。 ……抽象的な目的設定を重視するのではなく、労働者の自由な裁量権の確保を問題にするのである。 ……自主的な労働組合の運動をもとに、自治的参加、共同決定によって、自由な計画化が積み上げられていくのである。 そしてそれは雇用など生きた、目に見える利害に関わり、それによって労働組合は当該労働者の動員力を活発化させ、自覚を高める。 ……労働者の利害にあった社会の実現は、社会を"上から"覆う民主化案でなく、むしろ構成員の自覚に従い、経済的状況や社会的力関係に応じて"下から"成長していくのである」。 G. Leminsky、Überbetriebliche Mitbestimmung、WSI 5/1980、S. 352、

第3章 I Gメタルによる「金属産業における 労働重視の構造政策」の展開

(1) 金属産業における「資本重視の構造政策」の展開とその影響

1983年10月に Eugen Loderer IG メタル委員長 (当時) は、「この数年間の誤った経済政策が経済危機を深刻化させ、ある地域と特定の産業に劇的な影響を及ぼしてしまった」とのべ、金属産業における 構造的危機の 急速な深まり = 構造転換どころではない「工業の廃棄」の進展 = を警告し、その原因が保守政権の構造政策にあると強く批判し1)た。

「現在の構造的危機は、今までの構造的危機と全く異なったものである。ルール地方やザールラント、臨海地帯などの伝統的経済中心地は、その存続が脅かされ、鉄鋼・造船という二つの重要な産業部門は10年来の危機に陥っている。たしかに失業率は農村地域でも高いが、伝統的工業都市の失業率は、ドルトムントが14.9%、デュースブルクが14.7%、ブレーメルハーフェンが13.6%と著しいものとなっている。ドイツ連邦共和国において恐ろしい程の構造的衰退が工業の中心地域で起こっている」。

こうした事態を背景にして、IGメタルは、構造政策をめぐる資本と労働の階級対立 を鮮明にとらえ、市場重視の構造政策を「資本重視の構造政策」と規定し、それに「労 働重視の構造政策 (Arbeitsorientierte Strukturpolitik)」を対置してきたのである。

保守政権による「資本重視の構造政策」は、 I G メタルによれば、 鉄鋼、 造船、電機を始めとする金属産業において二つの方法で具体化されてきた。一つは、収益性の見込みのない危機的企業や部門、それが立地する地域を根こそぎ整理するやり方である。

大手電機会社AEGの倒産,整理にその典型をみることができる。保守政権・資本は、補助金を打ち切り、経営危機に瀕した企業やそれが立地している地域への国家援助をやめ、倒産とそれを通じた企業整理を促進した。負担は全て被雇用者に被せられたのである。もう一つは、国家資金を利用してリストラクチュアリングをすすめ、近代化、合理化をはかるやり方である。鉄鋼業を典型とする。そこでは、企業が公的補助金を利用し、将来的に収益性が見込まれる領域への進出と、技術変化への対応をすすめ、経済構造変動の加速化をはかってきた。公的資金を用いて私的資本にとっての環境条件を改善し、危機的領域を切り捨て、競争上の優位性を高めてきたのである。

補助金を打ち切り「皆伐」するやり方、公的資金を利用するやり方のいずれもが、過剰資本の整理をうながし、企業収益の確保の基礎をつくりだす。「資本重視の構造政策」とは、IGメタルの政策担当者がいうように、「雇用の解体その物を目的とした構造転換政策」にほかならず、「雇用危機を意図的に推し進め、雇用の解体と社会保障の解体によって、社会的コストの最大化を狙ったもの」である。それは、労働市場における労働力流動化促進政策によって補完され、地域や国境を越えて「失業の輸出」を促してきた。のみならず、「資本重視の構造政策」の狙いは、失業者と就業者を分断し、労働組合員に目先の不安を抱かせ、それによって労働者の立場にたつ構造政策を実現する政治的条件を極小化することにもある。かくて「市場重視の構造政策」は、「補充的雇用・代替的雇用を被雇用者に与えるのではなく、企業に追加的特権を与える」のである。

「資本重視の構造政策」の進展とその影響を、金属産業の代表的業種ごとに、雇用危機と合理化の側面から見てみよう。Loderer が指摘していたように、80年代の金属産業において、鉄鋼業と造船業とが従来にない困難に見舞われている。まず、最も深刻な雇用不安に直面している鉄鋼業から見ていこう。1976年以来、ECレベルで鉄鋼業の再編が進み、短期的市況対策として、企業別出荷割り当て、価格規制、減産の強制などが行なわれ、同時に、老朽工場の廃棄と設備近代化による企業生産能力の削減を柱とする中期構造改善政策が推進されてきた。西ドイツの鉄鋼業は、日本、アメリカに次ぐ生産規模を誇り、EC内でも最大のシェアを占めていた(82年33%)。しかし、粗鋼生産量そのものは1974年をピークに伸び悩み、80年代に入ると4、000万トンを割り、83年には約3、570万トンと74年水準の三分の二に落ち込んだ。かくして、世界市場における生産と輸出のシエアも低下しつつある。80年代に入ってから生産は年6%台で削減し、年間5%以上の雇用喪失が続いている。70年代末に鉄鋼業は粗鋼生産4、000万トンの水準を保

ち得ていたのであり、年間の雇用減は2%の枠内であったのと比べ、80年代の状況は大きく様変わりした。こうした中で、金融資本主導の鉄鋼業界再編計画が論じられ、将来的に投資効果が見込まれる設備への集中と非効率な設備の閉鎖による過剰能力の削減、合理化効果の最大化がはかられてきた。

第二の危機的部門は、造船業である。西ドイツ造船業界は、日本、韓国との大型船分野での競争を諦め、技術・資本集約性の高い特殊船の建造に活路を見いだしてきた。これに対応して造船業の民営化とそれに伴う大規模な合理化が進められてきた。こうしたなかで80年代に入って年間2%台の雇用喪失がつづき、生産上昇と職場の喪失とが同時進行してきた。しかも、西ドイツ造船業界の生き残り策は限界を露呈し、造船業全体の設備廃棄が取沙汰されてきてもいる。

さらに、電機産業においても、同じように危機的状況が現われている。とりわけ民生用家電の分野で雇用危機が深刻化している。テレビ、ラジオ・テープレコーダー・プレーヤー部門の市場規模は80年以降年々減少し、80年の53億マルクから82年には47億マルクへおちこんだ。VTRを含む音響機器部門を除いて、国内生産額の縮小が目立つ。電機産業全体での生産高は小規模の上昇をしてはいるが、民生用部門の弱体化は著しい。こうした背景のもと、80年代に入って、トムソン・ブラント社やフィリップス社などの外国資本が経営参加に乗り出し、業界の再編成が急激に進んできた。かくして合理化が進み、生産性は急上昇をとげてきた。

金属産業の他業種においても、自動車産業を始め、将来的に構造的雇用危機に陥る可能性が懸念されている。また、これらの構造的危機業種は、鉄鋼業がザールやルール地域に、造船業が臨海地域にというように地域的に集中しているため、地域雇用問題を深刻なものにしている。

(2)「金属産業における労働の立場にたつ構造政策構想」の二つの柱とその内容

こうした「市場重視の構造政策」の展開にたいし、IGメタルは「積極的な政治経済的誘導が、市場を通じた誘導(競争原理)にとって代わる」との基本方針のもと、「労働組合の参加の可能性の拡大、経済の民主化」によって、市場原理を規制し、「労働重視の構造政策構想」の実現をめざしてきた。IGメタルの構造政策構想は、「緊急対策」(保護任務的側面)と「中長期的視野の構造改革」(形成任務的側面)の二つの柱からなる。それは70年代までの構造転換とは全く違うと言われる金属産業の状況を反映し、DGB

の「雇用重視の先見的構造政策」をより豊富化したものとなっている。まず、保護任務 の側面を見ていこう。

雇用確保のための最重点課題として, I G メタルが取組んできたのは, 週労働時間, 生涯労働時間短縮など多様な形態での労働時間短縮である。すなわち、IGメタルは、 賃下げなしの週労働時間の短縮と、退職年齢を55才まで引き上げ生涯労働時間を短縮す る(早期退職制)ことによって、仕事を確保し、追加的雇用を創出すべく、労働時間短 縮闘争を推し進めてきた。また,労働時間短縮要求は,金属産業のあらゆる業種におい て資本主義的合理化が進展し、それによって、労働密度が高まり、精神的肉体的疲労が 増大し、労働災害、職業病が増加してきたことを背景に、合理化の諸結果からの保護を 求める金属産業全労働者の要求となっていた。1983年末から84年5月にかけて行われた 週35時間への労働時間短縮を求めたIGメタルの闘争は、時短による雇用創出(週5時 間の労働時間短縮によって155万の雇用を創出する)と、 合理化の諸結果から労働者を保護す る要求とを原動力としたものであり、それによって労働組合の団結が強まり、IGメタ ルは資本家団体によるロックアウト攻勢に耐え、6週間に及んだ戦後最長のストライキ 闘争を闘い抜いたのである。金属産業労働者はこの闘争の結果として、调労働時間の短 縮による雇用創出と,合理化の諸結果(労働密度の高まり、精神的肉体的疲労、労災職業病の 増加)から労働者を保護する上で一定の成果をかち取った。これは、労働者が社会的・ 政治的イニシアチブを取るための前提条件をつくりだしたものであった。

さらに、雇用と生活条件の保護のための緊急対策として、IGメタルは、一方的解雇禁止、配転のさいの地位所得保障、再教育の保障・改善などを内容とする「退職プラン」の継続を要求してきた。また、過剰設備、生産過剰のもとで、操業短縮を行う際には、賃下げなしにそれを実施すべきだとしてきた。

「衰退産業」に対する基本姿勢は、 I GメタルもDGBと同じく「構造の保存」をめざすものではないというものであるが、こうした緊急対策なしに、当該労働者の雇用と生活条件を脅かす事業所再編が進められるのに I Gメタルは反対し、そうした事業所再編の禁止を求めてきた。

当該労働者の雇用と生活条件を保護するための保護的防衛闘争は、緊急対策を具体化させ、それによって危機的部門の被雇用者の生活不安を軽減し、他の仕事に適応するための準備を可能にし、代替的雇用の場に就労できるようにする。このように、防衛闘争は、労働力の流動化のさい労働者に強制される負担を最小限にするためのものでもあ

る。総じて保護的防衛闘争は、「資本重視の構造政策」が野放しされているのを制限する措置である。しかし、その意義はそれにとどまるものではない。 I G メタルは危機に臨んだ産業部門の被雇用者のための防衛闘争を、新たな社会改革を「形成する」ための必要不可欠な前提であると位置づけ、それに取組んできた。 I G メタルがこのように緊争対策を意義付けている点が重要である。

「構造政策上の緊急手段の導入によって, 市場法則に盲従した構造変動を著しく制限し, その 9) 機能と影響を必要なだけ制限することができる 。

「これによって、危機の負担を被雇用者だけに負わせることをなくし、労働組合員の雇用や所得の不安をなくす。かくしてかれらは、構造再編への提案を完成させ、具体化させる活動に積極的に参加できるようになる」。

I G メタルの「金属産業における労働の立場にたつ構造政策構想」は、第二の形成任務的側面たる中期的展望として、社会改革のためにつぎの三つに力点をおいている。すなわち、第一に、「情報基盤の拡大」、第二に、「国家の誘導可能性・誘導能力の拡大」、第三に、「労働組合の参加の可能性の拡大、経済の民主化」の三点であり、これらを通じて I G メタルは社会改革を推し進めるというのである。

第一の「情報基盤の拡大」とは、経理公開と社会的責任会計の法制化であり、IGメタルの言葉では、「社会的に関連付けられた計画の設定(Rechnungslegung)」と「労働者の立場にたつ指標システム(Kennziffersystem)」の具体化というものである。個別企業の経営諸指標を正確につかみ、さらに産業部門や、各地域の経済状況を詳しく正確に知ることが先見的構造政策を作成していく前提条件である。

金属産業を始め、西ドイツの多くの企業は有限合資会社などの独特の企業形態をとっている。また、独占の集中度は高く、銀行による企業支配も強い。これにたいして、労働組合は、補助金の使われ方やその成果について、また、雇用の増減や雇用者の所得・職務構成、時間外労働の実態などの企業内情報の公開(「情報義務」)を企業に義務づけ、労働者や地域経済へ多大な影響を及ぼす経営・投資活動全般に関する企業の社会的責任を鮮明にさせようとしてきたのである。

第二に、「国家の誘導可能性、誘導能力の拡大」として、IGメタルは、事実上空費されてきた補助金を支出し続けるのでなく、国家が資本参加すること、基幹・市場支配的企業についてはそれを社会化すべきことを要求している。IGメタルは1983年の鉄鋼業に対する政策(「鉄鍋プログラム」)を改訂したのであるが、新たな「プログラム」は、

80年代の構造的危機の深まりを反映し、社会化要求を前面に掲げ、国家による直接的資本参加を通じて私企業に対する国家の影響力を拡大すべきことを提起した内容に改めら12) れた。

従来,構造政策上の間接的手段として,税制上の優遇措置や融資が,また,補助金が,企業の投資活動を誘導するために導入されてきた。しかし,税制上の減価償却優遇措置は,収益性の高い大企業だけに利用され,構造政策上不十分なものであり,また,低利融資制度の誘導効果は薄いものであった。補助金の使われ方を見るなら,収益確保と合理化に使われてきたのが実態である。こうした事態に対する労働組合側からの批判は強いものがあり,IGメタルは,誘導効果が小さく,かえって利益保障に使われてきた優遇税制措置と補助金の廃止を求め,それにかわるものとして,国家の直接的資本参加・社会化を提起したのであった。

「危機部門の多くの企業は、直接的補助金に固執しており、慣例となった補助金をもとに資本財と収益を確保している。それは、雇用確保にではなく、合理化に使われている。……

公的財政手段を無駄な補助金として,また,利子のつかない貸付金として継続するのでなく, 13) 直接的資本参加の形態で続けるのである」。

鉄鋼業においてIGメタルが国家の直接的資本参加・社会化を鮮明に提起した背景には、つぎのような西ドイツ鉄鋼業の所有構造がある。すなわち、西ドイツの鉄鋼業は、他のEC域内諸国と比べる社会化の度合いが低く、イギリスの90%に対し西ドイツは僅か10%が公有という所有構造になっているのである。こうした所有構造をもとに、西ドイツの主要企業は、日本の不況カルテルのように協同して再編計画を実行し、過剰資本の処理にあたってきた。と同時に、他方、機械製造、建設業など下流部門や様々な分野への進出をはかってきた。こうして西ドイツ鉄鋼資本はEC内での優位を確保し、労働重視の構造転換を断固として拒絶し続けてきた。これに対抗するIGメタルは、労働重視の立場からの鉄鋼業再編を、経営者の意思に反して、所有権に反して行わなければならないのである。それには国家の直接的資本参加、社会化、所有形態の転換が必要なのである。「市場重視の構造転換」によって構造危機が深刻化してきた80年代の金属産業の状況を反映し、IGメタルは「国家の誘導可能性・誘導能力の拡大」に、また、そのための社会化要求に新たな位置付けを与えたのである。

I Gメタルは 社会改革のための第三の柱として, 「労働組合の参加の可能性の拡大, 経済の民主化」を掲げている。それは, 職場,業種, 地域, 国民経済の各レベルで, 労 働組合の共同決定権を拡大しようというものである。資本が事業所再編を急速に押し進めるのに対抗し、IGメタルは、「事業所、経営における共同決定権の拡大」を要求してきた。こうした職場、事業所レベルの問題だけでなく、構造的危機の進展のもとで、産業部門・業種政策に関する共同決定権を獲得する必要が一層高まってきている。IGメタルは、業種ごとに労使共同決定機関として「業種委員会」を設立することを、急を要する課題としてきた。この委員会において、労働組合が産業政策上の「拒否権」を獲得するのである。

すなわち、構造危機の深刻さを反映して、IGメタルは鉄鋼、家電、自動車産業の各業種ごとにそこでの具体的問題を踏まえた産業・業種政策を作成し、「労働重視の構造政策」構想の業種版としてその実現に努めてきた。この業種構想において強調されているのが、労使共同決定機関として、労働組合に拒否権を保障した「業種委員会」を設立せよとの要求である。代表的業種ごとに見ておこう。

自動車産業においては、この労使共同決定機関(自動車委員会)が需要の予測を行い、 それにそって中期投資計画を立てる。差し迫った供給過剰に備え、生産調整と過剰設備 の廃棄を労働者の利害をもとに、時機を失わず進めるには、この「自動車委員会」が調 整力を発揮せねばならないとしている。

家電においては、市場・雇用予測を行うのはもとより、立地点や既存の事業所の雇用と代替的雇用の創出についての開発・発展計画をつくりだす役割をこの「委員会」に与えるべきだと I Gメタルは主張している。

I G メタルの「鉄鋼プログラム」によると、「鉄鋼委員会」は、企業における共同決定の確保と拡大に貢献し、企業と部門の計画構想を作成するものである。立地や生産の重点、雇用の規模と投資のための手段、金融上の問題について、鉄鋼委員会は調整的役割を果たす。また、企業活動が地域に及ぼす影響を鑑み、地域構造政策上の視点から企業活動を調整・誘導するのである。

I G メタルは、このようにして危機的な業種における共同決定権(拒否権)を獲得し、 それによって業種全体の資本活動を規制し、事業所の転換に対するイシアチブを確保し ようとしてきたのである。

ところで、これら業種ごとの労使共同決定委員会は、労使の合意、労使の意見の一致 を前提としているため、労働組合が要求する労働者の利害を重視した社会的に拘束力の ある業種政策の合意をここで得ることは著しく困難である。逆に、そこでの決定に労働 組合は共同責任を負わなければならなくなるという問題が生じてくる。業種ごとの労使 共同決定委員会構想がこうした限界を持つものであることを I G メタルも 認識してい る。 それゆえ、 I G メタルは、 業種ごとの委員会の設立を要求するのに加えて、 さら に、 所有構造そのものに手をつけるとし、 鉄鋼業など、 その社会化を要求しているので ある。

以上の「情報基盤の拡大」,「国家の誘導可能性・誘導能力の拡大」,「労働組合の参加の可能性の拡大,経済の民主化」によって,労働組合運動にもとづく「積極的な政治経済的誘導」が,「市場を通じた誘導(競争原理)」にとって代えようというのが, I G メタルの構想である。

労働組合運動として、資本による事業所閉鎖や解雇攻撃に抵抗し、個別事業所ごとに 緊急対策を獲得するのは 当然大きな 困難を伴う運動である。 保護任務を 実現するうえ で、労働組合が直面する課題は大きい。また、先見的な社会改革という課題を、当該労 働者は、 抽象的にしか受け取ることができないのも実際である。「緊急対策」と「社会 改革」の統一的実現に関わるこうした壁に、労働組合運動は直面してきた。こうしたも とで I G メタルは、個々の防衛闘争を地域からささえ、政治的に強めることによって、 「構造的雇用危機とのたたかいを、 社会的構造改革のための闘いと 結合させる」ことに 努めてきたのである。 I G メタルの政策担当者達は、この点を次のように述べている。

「事業所の閉鎖や休業に対する個々に孤立した事業所における抵抗は、当然限界がある。事業所ごとの防衛闘的争を立地点で、地域から支える必要がある。それによって地域的な広がりを持った生き残りのためのたたかいの政治的連帯と労働組合運動の連帯が生じる」。

こうしたなかでIGメタル傘下の労働者は、「構造的雇用危機とのたたかいを、社会的構造改革のための闘いと結合させる」"かけ橋"となるような多様な経験を生み出してきた。その一つが、鉄鋼、造船などにおける「代替的生産"Alternative Produktion"」運動である。それは、軍需拡大を求めるのではなく、軍需を民需に転換させ、商業船の造船を確保すること、また、代替的製品として環境保護・エネルギー政策の視点も加味した下水処理、地域集中暖房関連などの多様な製品を企業の製品計画に取り入れさせ、造船所の存立を守ろうという運動である。この運動は、実践上の因難や理論上解決が必要な問題があるが、「労働重視の構造政策」を下から、労働組合の職場活動家や、事業所従業員会委員が実際に積極的に進めてきたものであり、鉄鋼や造船業の危機に瀕した

企業, 部門における労働組合員の活動力を高め, 「労働重視の構造政策」への転換をめざす運動を活性化する原動力になってきた。 I G メタルは, この経験をつぎのように高く意義づけている。

「一方で、これは、国家に対する共同決定、構造政策要求を具体化するさい、 危機に瀕した事業所を継続させていくたたかいである。

他方、労働組合の社会政策の,経済的法的最低条件と結び付いて,模範的な努力を下ざさえする活動である。

これは、部門構想や公的投資プログラムなどの構造政策の要求を、まだまだ抽象的なものとし 17) か捉えられない一人ひとりの被雇用者にとって、かけ橋となる」。

しかも、SPD内左派やDKP(ドイッ共産党)系の左派組合員が、「労働重視の構造政策」の推進力となり、新たな経験を生み出してきた。右派組合員・組合指導部も巻き込んで進められた運動の代表事例として、1983年6月から9月にかけて行われた Howaldtswerke Deutsche Werft (HDW) ハンブルグ造船所の事業所閉鎖反対闘争を見て18) おこう。

HDWは、70年代後半から事業転換を積極的に押しすすめてきた。75年にはハンブルグとキール両HDW造船所を合わせて、15,870人の従業員だったのが、82年には、11,800人へと削減されていた。83年3月の国政選挙およびシュレスビッヒ・ホルシュタイン州の選挙で保守政権が勝利したのを好機として、HDW経営者は、70年代とは段階を画する攻勢を労働者にかけてきた。すなわち、選挙直後の3月15日、HDW・ハンブルグ造船所において4000人の労働者・事務職員を解雇し、ハンブルグ造船所を最終的に閉鎖する旨、従業員に通告したのであった。この職場解体計画に対し、同造船所の従業員は、すぐに自発的抗議ストライキに立ち上がり、参加者は従業員の9割を越えた。IGメタル内でも右派(社会パートナー的潮流)の色合いの濃いIGメタル・ハンブルグ支部指導部は、当初明確な闘争方針を持てずにいた。それに代わって、DKPを含む左派が指導する事業所従業員会委員が初期の闘争を支え、従業員大会を開き、就労拒否や時間外労働の拒否闘争に力を発揮したのである。

83年6月には、事業所従業員会委員、IGメタル職場委員、職場活動家からなる30名の労働者によって「HDWの職場を守るマニュフェスト」が発表された。この「マニュフェスト」の提起がもとになって、同造船所の労働者や職員の連帯は強まり、のみならず、ブレーメンや、ブレーメルハーフェンなど北ドイツのIGメタル左派組合員との連

帯を広げ、HDW・ハンブルグ造船所の闘いを孤立したものでなくした。こうした動きを背景に、IGメタル・ハンブルグ支部は、HDWハンブルグ造船所の闘争での連帯を強めたのであった。独占資本の危機克服=大量解雇策を押しもどす運動上の出発点がこうして作られてきた。9月にはいって、HDW経営者が1,354名の解雇リストを提示したのに対し、IGメタル・ハンブルグ支部は、同造船所労働者の闘いを無条件に支持し、傘下の労働組合員にデモを呼びかけた。産別組合を越え、DGBを上げた支援も強まった。こうした中で、造船所においては2時間の就労拒否や婦人労働者のハンガーストライキが行なわれ、さらに、労働者は事業所占拠闘争に立ち上がった。この事業所占拠闘争は9月12日から20日まで続けられた。これは、事業所占拠闘争が行われた事業所のなかでは、西ドイツ最大の規模のものとなった。

この闘争以前の状況、とりわけ81年前後を振り返るならば、I G メタルハンブルグ支部及びHDW事業所従業員会における労働運動は、労働組合内部の左右の対立が深まるなど、いくつかの困難を抱えていた。すなわち、I G メタルハンブルグ支部はI G メタルの中でも、伝統的に右派の影響力が強く、70年代後半には、HDW・ハンブルグ造船所の事業所従業員会の指導権も右派が握っていた。彼らは、造船所の構造危機が進行する中で、軍需需要の拡大を国家に要求し、それを危機克服策の柱としていた。しかし、80年代にはいって造船危機が深刻化するもとで、彼らへの信頼は急速に失われ、HDW・ハンブルグ造船所では81年の事業所従業委員選挙で、右派指導部に反対する左派が多数をしめたのであった。このようななかで左右の対立が深まるなど困難が生じていた。しかし、こうした状況にもかかわらず83年の闘争においては、社会パートナー的潮流をも含んで運動が進展したのであった。I G メタルは、こうした闘争をもとに、翌84年、造船業における過剰資本の増大と労働者の犠牲のもとでその処理が進むのに対抗する「造船政策 (Arbeit für Kunste) 構想」を確定したのである。また、このような左派を中心とした推進力をもとに、84年の時短闘争がたたかわれたのであり、事業所における様々な防衛闘争も「労働重視の構造政策」の具体化へ向かって進められてきた。

このように、I G メタルは、80年代の「市場重視の構造転換」によって引き起こされてきた「以前とは全く異なる構造的危機」と資本による解雇・合理化攻勢に直面し、防衛的闘争を 個別分散的に行うのでなく、 事業所レベルの防衛闘争を 業種全体から、 また、 地域領域から支え、 連帯を強めてきた。 その際、 雇用創出と合理化の結果からの保

護を求めた時短闘争を原動力に、「代替的生産」を求める運動など、 労働組合の保護任務と形成任務を統一する"かけ橋"となる経験も生んできた。

それにもとづいて I G メタルは「社会化」「補助金改革」「情報公開・共同決定」など、市場メカニズムでなく「積極的な政治経済的誘導」をもとめた新たな運動を業種ごと、また地域レベルで展開してきた。現行の補助金のあり方を批判し、それに代えて社会化を要求する点や、業種別委員会構想など、構造的危機の深さを反映し、D G B の構想から一歩踏み込んだ展開を、I G メタルの運動に見ることができた。

また、その推進力としてIGメタル内の左派の運動があることも確認できた。

おわりに

以上みてきたように、西ドイツ労働組合運動は、保守政権による「市場重視の構造政策」に対し、「雇用重視の先見的構造政策」への転換をもとめ、DGB 81年綱領に掲げた「保護・形成の二重の任務」に即して運動を展開してきたのである。

すなわち、DGBは、市場重視の構造政策の進展によって雇用危機が差し迫ったなかで、労働者の雇用と生活を守るため、労働組合運動の「自主的な力」をもとにそれをくいとめようとしてきた。DGBが、事業所閉鎖や大量解雇が「市場原理まかせ」に進むのを傍観し、単にそこでの補償や労働力流動化の条件整備に努めるという立場にないことは、見て取れた。雇用削減と「合理化」の同時進行を鋭く批判するDGBは、IGメタルを先頭に、労働時間短縮の協約闘争など、「市場重視の構造政策」の展開に歯止めをかける運動を展開してきた。また、「保護任務の実現」をめざす運動と、「形成任務」をめざす運動との"かけ橋"となる「代替的生産」などの経験を生み出してきた。

また、DGBは、中期的展望に立った社会改革をめざす運動を、とりわけ情報権・共同決定権要求に力点をおいて進めてきた。そのさい、雇用危機が地域ごとに、また、業種ごとにかってなく深刻化している事態を反映し、地域構造政策に関わる共同決定権の実現と、業種政策に関わる共同決定権の獲得について、あらためて力点をおいてその実現に努めてきたのであった。さらに、IGメタルにおいては、鉄鋼業などの雇用危機克服のために、社会化要求が前面に掲げられ直されたことも確認できた。またこれらの実現にあたって、労働組合の抵抗・「自主的な力」の発揮がめざされていたのであり、その推進力としてDKPを含む左派を中心とした運動が展開してきたのも見落せない点で

ある。

こうした点を確認した上で最新の「構造報告」をもとに80年代末から90年代にかけての"構造転換"の状況を分析し、そのもとで西ドイツ労働組合運動がいかなる新局面に20)立ち至っているか検討することについては、次稿を予定している。

- Eugen Loderer, Aspekte der strukturellen Krisen im Metallbereich aus der Sicht der IG Metall, GMH 10/1983, S. 635-641.
- 2) この「労働重視の構造政策」について、IGメタルの政策担当者が以下の論文で解説している。
 - Günter Stolz/Rudolf Kuda, Arbeitsorientierte Strukturpolitik in der Metallindustrie WSI-8/1984.
 - Rudolf Kuda, Grundlinien einer strukturpolitischen Reformperspektive, GMH 10/ 1986.

なお、ここでは以下の論文も参照した。

Karl Georg Zinn, Die Bundesrepublik im weltwirtschaftlichen Strukturwandel, GMH 10/1983. S. 660-674.

Josef Esser, Die Patentlosung heißt "Gesundschrumpfen" GMH 10/1983, S. 675-686. Robert Kappel, Zur Krise und zur Perspektive des Schiffbaus in der Bundesrepublik, GMH 10/1983, S. 686-696.

- 3) R. Kuda, [10/1986] S. 587.
- Geoffrey Renshaw, Adjustment and economic performance in industrialised countries: A synthesis, Employment, Adjustment and Industrialisation 8, ILO, 1986, S. 135ff.
- 5) Ebenda.
- 6) 日本貿易振興会編『再生を賭ける欧州産業―日欧摩擦から産業協力へ』JETRO叢書, 84年10月,参照。
- 7) G. Stolz/R. Kuda, [8/84] S. 464.
- 8) この闘争については、以下の文献を参照のこと。
 - G. Hautsch/K. Pickshaus/K. Priester: Der Arbeitskampf um die 35-Stunden Woche. Soziale Bewegungen Analyse und Dokumentationen des IMSF 16, 1984.

Frank Deppe/ Mamfred Balder/Sybille Stamm/Shelley Adams, Streik-Widerstand gegen Kapital und Kabinett, Frankfurt/Main, 1985.

- 9) G. Stolz/R. Kuda, [8/84] S. 457.
- 10) Ebenda, S. 458.
- 11) G. Renshaw, p. 43-54.
- 12) IG Metall, Forderung der IG Metall zur Strukturpolitik in der Stahlindustrie, in: Die Mitbestimmung, 6/1983, S. 260-62.

- IG Metall, Stahlpolitisches Programm, Mitbestimmung Vergesellschaftung Gemeinwirtschaft. Der Gewerkschafter 6/1985, S. 16-35.
- 13) G. Stolz/R. Kuda, [8/84] S. 463.
- 14) G. Renshaw.
- 15) IG Metall, Alternative Produktion oder die Vernachlässigung von Zukunftsinvestionen, Der Gewerkschafter 1/1984, S. 16-35.
- 16) R. Kuda, [10/1986] S. 588.
- 17) Ebenda, S. 592.
- 18) この職場占拠については、①Fritz Fiehler/Holger Geisselbrecht, Werftbesetzung und Umbruchperiode der Arbeiterbewegung. Marxistische Studien Jahrbuch des IMSF 7, 1984.
 ②Alfred Menzel, Klassenstruktur und politische Bewegung Beispiel Hamburg: Gewerkschaftliche und neue soziale Bewegungen, Soziale Bewegungen Analyse und Dokumentationen des IMSF 15, 1985. をまとに考察した。
- 19) Manifest zur Verteidigung der Arbeitsplatze bei HDW, in: GEW Hamburg (Hg.), Arbeitsplatzvernichtung und Gegenwehr am Beispiele der HDW Hamburg, Hamburg 1984, S. 11.
- 20) 興味深い最新の研究として、野村正實、ノルベルト・アルトマン編『西ドイツの技術革新と社会変動』第一書林、1987年9月、がある。